

第 1 3 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 1 回 専門部会

令和 3 年 6 月 2 5 日

(午後1時10分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、定刻を少し過ぎてまいまして、申し訳ございません。ただいまより第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会第1回専門部会を開催いたします。

私は、本日事務局を務めます東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

最初にお手元の資料を確認いたします。オンラインでご参加の方につきましては、メールで事前にご送付させていただいております。

最初に、会議の次第がございます。続きまして、資料1、第1回福祉のまちづくり推進協議会の意見概要。次に、資料2-1、公共トイレの整備の新たな方向性について。資料2-2、トイレの整備・適正利用ハンドブックの策定について。資料2-3、条例施行規則及び施設整備マニュアルの改正案概要。続きまして、資料3-1、東京都障害者差別解消支援地域協議会について。資料3-2、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について。資料3-3、東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等。資料4、道路移動等円滑化基準の改正について。その次に、参考資料がございます。参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例。参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料3、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。あわせて、次第には記載しておりませんが、冊子を2冊、会場の方には机の上に、オンラインの方には郵送でお配りをさせていただいております。1点目が、「みんなで支え合う ともに生きる 東京へ」というパンフレットですね。2点目が、「障害者差別解消に関する相談事例集」。この2点の冊子につきましては、会場の皆様につきましては、お持ち帰りいただいて、ご活用いただければと思います。

また、会議室のほうでは、資料以外に冊子を5点お配りさせていただいております。「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」意見具申、令和2年10月の前期の意見具申になります。それから、東京都福祉のまちづくり推進計画。東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン。最後に、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック。

会場の皆様、こちらの会議終了後、回収いたしますので、お帰り際には、そのまま机の上に置いていただけますようお願いいたします。

以上、不足等ございますでしょうか。もし不足などありましたら、事務局のほうにお知らせをいただければと思います。

次に、第13期福祉のまちづくり推進協議会委員で、今回、専門部会の前に交代のあった方がいらっしゃいますのでお知らせいたします。

まず、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、伊藤委員の後任として、大日

方委員にご就任いただきました。本日はオンラインでご参加いただいております。

また、東京商工会議所、上田委員の後任として、三宅委員にご就任いただいております。本日はご都合によりご欠席されております。

続きまして、委員の皆さんの参加状況をご報告いたします。本日はオンラインでご参加いただいている方を含めまして、20名の委員の方にご出席いただいております。小山委員、星加委員、吉田委員につきましては、ご都合によりご欠席されております。

また、本日、山崎委員の代理で、東日本旅客鉄道株式会社東京支社、浅川様にご出席をいただいております。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が、福祉保健局の兼務かかっておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、織田技術管理課長でございます。

○織田技術管理課長 よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、栗原建築企画課長ですが、本日は業務都合により、田所課長代理が代理で出席しております。

○田所建築企画課課長代理 よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、和田安全施設課長ですが、本日は業務都合により、大崎課長代理が代理で出席しております。

○大崎安全施設課課長代理 よろしくお願ひします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございます。

○米田公園建設課長 よろしくお願ひします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、佐藤建築課長でございます。

○佐藤建築課長 よろしくお願ひします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局職員の紹介は以上でございます。

次に、庁内の関係職員をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、木内交通政策担当課長でございます。本日は業務都合により、森課長代理が代理で出席していただいております。

○森交通企画課課長代理 森です。よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 福祉保健局障害者施策推進部、篠共生社会推進担当課長でございます。

○篠共生社会推進担当課長 篠でございます。よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋生活福祉部長 生活福祉部長の高橋でございます。委員の皆様におかれましては、

第13期福祉のまちづくり推進協議会第1回専門部会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から会議室での出席とオンラインでの出席、この両方併用しての会議となります。会議にお越しいただいている委員の皆様、そしてオンラインで参加していただいている委員の皆様方のご協力をいただきながら、できる限り円滑に進められるよう進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年2月に書面開催をさせていただきました、第1回の本推進協議会におきましては、会長の互選、副会長の指名、そして、本専門部会の設置のほか、第13期推進協議会における審議事項等について、案をお示しし、委員の皆様から大変多くの貴重なご意見をいただいたところでございます。

今回は、第1回専門部会ということで、審議テーマでございます、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について、コロナ禍で浮き彫りになりました課題を踏まえて、さらにご意見を頂戴させていただければと思っております。

また、本日は東京都における公共トイレの整備についての新たな方向性をお示しいと考えております。本日も委員の皆様の方からの豊富なご経験、また、知見を基に、様々な視点からご審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、引き続きお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、本会議につきましては、公開となっております。また本日、オンラインにて、傍聴、取材の方がいらっしゃいます。併せて会議の議事録につきましては、後日、東京都ホームページで公開をいたします。

また、本日の会議につきましては、会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催しておりますので、それぞれご注意いただきたい点がございます。まず全体としてのお願いになりますが、委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃったり、また、オンラインとの併用ということになりますので、ご発言の際は、冒頭にお名前を必ずつけていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、会議室にいらっしゃる委員の皆様へのごお願いでございます。ご発言の際には、事務局がマイクをお持ちいたします。ご発言の後は、事務局が消毒の上、次の方にお渡ししますので、マイクは次の方にお渡しせずに、事務局にお戻しいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、せきエチケットの徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力をお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのごお願いでございます。本日、イヤ

ホン、またはヘッドホンの着用をお願いできればと思います。また、ご自身の発言時以外、マイクは常にオフの状態にさせていただければと思います。マイクをオンの状態にしてしまいますと、ご自身の周辺の音がこの会場に聞こえてしまう可能性がございますので、ご協力お願いいたします。

また、発言の際は、Webexのアプリの機能を使用せずに、ご自身で手を挙げて、挙手をお願いいたします。また、音声聞こえないなど、不具合が生じた際には、チャットで主催者を選択して、メッセージを送信願います。メッセージが送信できない場合は、本日の会議の案内メールを事務局からお送りさせていただいておりますので、そちらに返信する形でメールをお送りいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、高橋部会長をお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくをお願いいたします。

○高橋部会長 専門部会の部会長を務めさせていただいております。高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、これから議事を進行していきたいというふうに思います。

今日、最初の第1回の専門部会ということで、先ほどお話がありましたけれども、推進協議会の第1回の会議、書面会議ということになりましたので、その辺りから入っていきたくと思いますけれども、議題が2点ほどありますが、一つは、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について。そして、その他ということになります。

まず、最初の第1回の専門部会ということになりますので、こちらのほうは、副部会長の指名が必要だということを伺っておりますので、お手元の参考資料2の福祉のまちづくり推進協議会設置要綱があるかと思いますが、めくっていただきまして、第6のところ、第6の5項になりますけれども、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理するとあります。こちらのほう、私のほうで指名させていただきたいと思います。これにつきましては、事務局とも相談させていただきまして、今日、本日欠席でありますけれども、推進協議会、書面会議でもご了承いただいておりますけれども、推進協議会の副会長であります、小山先生に専門部会の副会長もお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。なかなか反対しにくいかもしれませんが、それでは、そのように、異議なしということで、させていただきたいと思います。ありがとうございました。また、事務局のほうから、小山先生にはお伝えしていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の流れですけれども、先ほど資料のご説明がありましたけれども、資料1から資料4までありますので、それぞれ区切りながら、事務局から説明して、そして、皆様方の意見、あるいはご要望等をお伺いしてまいりたいというふうに思います。

最初に、資料1の第1回福祉のまちづくり推進協議会の意見概要、こちらのほうは、

書面会議になりましたので、そちら改めて皆様方からいただいた意見について、最初に事務局からご説明をいただきます。その上で、意見交換を少し簡単にさせていただければというふうに思います。

それでは、田中さん、よろしくどうぞお願いします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、事務局から右上に資料1と書いてある、第1回福祉のまちづくり推進協議会の意見概要について、簡単にご説明させていただきます。

令和3年2月5日に書面開催をしました推進協議会の意見概要になります。

1点目が、会長の互選、副会長の指名及び部会の設置についてということで、賛成多数ということで、ご承認いただいたところでございます。ご意見については、表記のようなご意見をいただいております。

続きまして、2の審議事項等についてというところで、幾つかご意見についてご紹介させていただくのと、ご質問いただいているご意見につきましては、本日、ご回答させていただきます。

まず、(1)の審議テーマ案についてということで、都民一人一人がまちづくりの主体であるということを前面に打ち出せたらいいとか、あるいはユニバーサルデザインという言葉の認知度が約3割なので、障害の社会モデルの考え方と併せて広めていく必要があるというようなご意見をいただいております。

こちらの審議テーマ案の一番最後の意見をご覧いただきたいんですが、審議テーマ案に「10年後の」とあるが、10年という期間を設定した具体的な理由、意図について、今後の協議会での議論におけるビジョンの明確化、意識共有のためにも示してほしいというご意見をいただいております。この点につきましては、本日、ご回答させていただきます。

今回、審議テーマ案で10年後という設定した理由についてですけれども、新型コロナウイルスによる様々な影響ということ、人々の価値観、あるいは社会のありようの変化というものを見据えまして、令和3年3月に、東京都では、未来の東京戦略というものを策定しております。こちらの未来の東京戦略の中には、2030年に向けて取り組むべき各戦略というものを位置づけております。これらの様々な戦略と整合を図りながら、長期的な視点で、ハード・ソフト一体となったバリアフリーをさらに進めていくということを踏まえまして、10年後と設定しております。

ご質問に関するご回答については以上になります。

続きまして、(2)の今後の検討事項等についてということでございます。

まず、全体の総論についてですけれども、国の法律などの改正が進んでいるので、整備基準等の改正が求められているのではないかと。

次、2ページ目に行きまして、新しい生活様式の実践によって、コミュニケーションの方法が多様化したと。デジタル化、ICT、Ma a Sなどといった、新しい情報技術

の進展に伴って、ユニバーサルなまちづくりの在り方を議論したいというようなご意見をいただいております。

次の囲みで、イの当事者参画についてでございます。東京2020大会の前進面を評価して、取組を競技場やその周辺だけでなく全都的に広げる必要があるというふうなご意見をいただいております。

次の囲みでございます。ウ、心のバリアフリーの理解促進についてということですが、バリアフリーに対する意識をより一般の人々に理解してもらう必要があるのではないかというご意見をいただいております。

次の囲みでございます。エ、誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策についてということで、障害者を雇用しようと思ったときに、バリアフリー化では時間がかかるので、最初から最低限のバリアフリー化ができていますと、スムーズな雇用促進につながるのではないかと。

また、共同住宅の利用居室内のアクセシビリティについて、都が率先して取り組むべきではないかと。

ほかには、ホームドアの設置の話、あるいは都道の歩道への誘導用ブロックの設置に関するご意見をいただいております。

次の囲みでございます。オ、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進についてでありますけれども、当事者の様々な体験を踏まえて検討するとか、問題点をよりよくしていく仕組みの検討をするというようなご意見をいただいております。

最後に、3、障害者差別の解消を推進する取組についてということでご意見を幾つかいただいておりますけれども、こちらにつきましては、本日、障害者施策推進部から資料を説明する予定でございます。

ほかにもご意見をいただいたものがございまして、個別にご対応させていただいております。

その次に、前回資料、幾つかお付けさせていただいております。その中の、前回資料の2-1の2ページ目に、今期の審議テーマを書かせていただいております。4の審議テーマ案ということでご承認いただきましたけれども、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進についてということでございます。

その次のページに主な検討事項ということで、幾つか小テーマを記載してございます。当事者参画のさらなる展開ですとか、共生社会実現に向けた心のバリアフリー、ハード・ソフト対策の充実、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進ということでございます。

今回、様々ないただいたご意見につきましては、なかなか書面開催ということで、十分お時間を取って、ご説明いただいたわけではありませぬので、補足とか、追加のご意見などありましたら、本日お聞かせいただければ、大変助かりますし、こういう小テーマに沿って、今後、この専門部会の中でご議論いただけると、事務局としては大変助かり

ます。よろしくお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。こちらは、ちょっと幾つか変更点がございますのでご説明いたします。前回の推進協から、公共トイレの整備、ハンドブックの検討を追加させていただいております。後ほど、こちらについては、資料をご説明させていただきます。

また、前回は、東京2020大会時のバリアフリー状況調査、内容の検討や報告というものを予定しておりましたけれども、ご承知のとおり、この間の新型コロナによる感染拡大と継続に伴いまして、観客数の制限等の方針がまだ不透明でございますので、恐れ入ります。こちら一旦削除させていただいております。

東京2020大会で様々取り組んできた取組につきましては、次回の専門部会の中で、都におけるバリアフリー化の進捗状況ということで、推進計画の事業の評価などの結果をご説明いたしますので、その取りまとめをする中で、東京2020大会を契機とした取組の成果についても整理をさせていただければと考えております。

また、意見具申につきましては、当初は、令和4年6月を予定しておりましたけれども、コロナ禍の課題抽出とか、意見集約には、やはり時間をしっかり取って、議論する必要があるのではないかということで、第13期の任期中の最後になりますけれども、1月に意見具申をいただくという形で延期をさせていただいております。

事務局からの説明については、以上になります。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。資料につきまして、前回の推進協議会の意見概要についてご説明いただきました。前回の資料も幾つか添付されているかというふうに思います。書面会議でしたので、少し物足りない方もいらっしゃるかというふうに思いますけれども、一応確認、少し前の話、数か月前の話になりますけれども、ご確認いただきまして、追加の意見がありましたらお願いしたいということが1点と。

それから、今、ご説明いただきましたように、協議会の今後のスケジュール、少しこの間の状況の変化に伴いまして、専門部会での議論も変更させていただいております。これにつきましては、後ほども関連する資料の説明がありますけれども、随時進めていきたいというふうに思います。ご了解をいただければというふうに思います。

それでは、まず少し時間を取りまして、意見概要について、皆様方の追加の意見でもよろしいかというふうに思いますけれども、ありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。会場の方。なお、会場のほうは、委員の方、今日、私も含めて6名参加しております。どうぞ遠慮なくご発言ありましたら、先ほど、事務局、田中さんのほうから、課長のほうからお話がありましたけれども、まず、画面で手を挙げていただくほうが早いというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

書面会議のほうについては、よろしいでしょうかね。

市橋委員、お願いいたします。会場のほうから、市橋委員お願いします。

○市橋委員 市橋です。

書面会議に課題があったんですけども、僕の意見が、掲載していただいたんですけど、各委員の書面発言がまとめられたのは、もう、議事進行の上で、まとめられることはいいと思いますけれども、各委員から出された意見、細かいところもあると思うので、それは、ここへ掲載するとは言いませんけれども、各委員がどんな発言をしたかということ、後々、必要になることもあると思いますので。

○高橋部会長 ありがとうございます。各委員の書面の意見についてですね。詳しく知りたいということで、もし、どなたがどういう発言をしたかというようなことが、申し出したときに、開示していただけるかどうかというお願いです。いかがでしょうか。これ、大丈夫ですよ。特に問題はないかと。

○田中福祉のまちづくり担当課長 そうですね。特に問題はないかと思います。

○高橋部会長 必要なときには、時々、自分の意見でまとめられちゃっているということもあるかもしれませんが、趣旨がちゃんと伝わっていないというのが、一番問題だと思いますので、もし伝わっていないんじゃないかというふうにおそれがありましたら、それから、しばらく前なので、ちょっと自分の意見が違っちゃっているという、そういうこともあるかもしれませんが。

ありがとうございます。オンラインの方々もよろしいでしょうか。

それでは、次の議題、今日のどちらかという、メインのほうになっていくんですけども、進ませていただきたいと思います。

先ほど、資料説明がありましたけれども、資料2-1が公共トイレの整備の新たな方向について（案）。それから、資料2-2のトイレの整備・適正利用ハンドブック（仮称）の策定について。それから、資料2-3が、条例施行規則及び施設整備マニュアルの改正案概要です。いずれも公共トイレの整備に関わるものということになっています。

まず、この資料2-1から資料2-3までまとめて、事務局からご説明をいただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、資料2-1から資料2-3まで、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

まず、右上に資料2-1と書いてある資料でございます。公共トイレの整備の新たな方向性について（案）となっております。

こちらについては、まず、1の現状のところでございます。課題を整理しておりますけれども、東京都の福祉のまちづくり条例を策定したのが、平成7年になりますけれども、その後、都の整備基準としまして、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児連れ等だれでもが円滑に利用できる便房を「だれでもトイレ」と規定するというのを、それぞれちょっと時期は違うんですが、条例規則の中で、公園については平成8年、建築物、公共交通施設については、平成12年に定めております。

この背景としましては、当時、誰でも利用できるよう、「車椅子対応トイレ」という名称だったのでございますけれども、やはり多機能トイレを整備すべきという議論が非常に多か

ったですので、バリアフリー法のほうには、特に規定はないんですが、都独自に「だれでもトイレ」という名称を明記しまして、普及を推進してきたということでございます。

しかしながら、近年、「だれでもトイレ」に誰もが円滑に利用できる設備ということで、実態としまして、オストメイト設備ですとか、ベビーベッド等の子育て関連設備が集中をいたしました。これにより、利用対象者が競合するような状況になりまして、集中をすることによって、不適正利用も発生するというようなことが課題として生じてまいりました。

国などの動向につきましては、令和2年のバリアフリー法改正で、障害者用トイレ等の適正利用を推進するということが位置づけられました。

また、バリアフリー法の建築物の部分について、詳しく解説した、建築設計標準という冊子がございますが、そちらが令和3年3月に改正をされました。その中では、トイレの表示は、多機能、多目的など、誰でも使用できるような名称ではなくて、利用対象、あるいは個別機能をピクトグラムなどで表示をするようにというふうな見直しがされております。

また、第12期の福祉のまちづくり推進協議会の中での意見具申いただいた中に、「だれでもトイレ」も数ある設備のうちの、バリアフリー設備のうちのひとつということなのですが、「だれでもトイレ」などを長時間利用することなどによって、真に利用が必要な人が使いづらい状況が発生していると。その適正利用に向けて、整備基準ですとか、整備の在り方というものをしっかり検討して、普及・検討を進めるべきだというようなことを、最終的に意見具申の中で位置づけていただいております。

これらの状況を踏まえまして、今後の方向性を整備させていただいております。真に利用が必要な人が使えるようにするため、一つのトイレの機能集中から、複数のトイレに機能分散をする。

それから、国の設計標準でもありますように、個別機能をピクトグラムで分かりやすく表示すると。これらの取組に行うことによりまして、トイレ全体で、ユニバーサルデザインを推進するという方向性で全体的な施策を見直すということを考えております。

次に、3、具体的な展開策ということで、今年度、早速取り組むべきものというものを上げております。

まず、これらの取組、これまでだれでもトイレという言葉が、やはり相当定着しているところもありますので、やはりしっかり人々の心に届くようなキャッチフレーズというものを決めて進める必要があるのではないかとということでございます。機能分散と適正利用というところのメッセージをどうやって分かりやすく伝えるかというところでございますけれども、こちらのキャッチフレーズ、今、考えておりますものが、「変わります とうきょうのトイレ～ひとりひとりのために」というようなメッセージを伝えていければなと考えております。

このキャッチフレーズの下に、まずは取り組むものを3点上げてございます。

1点目が、トイレの整備・適正利用ハンドブック（仮称）ですけれども、こちらは、施設管理者向けに策定をしていくと。中身としましては、詳しく後ほどご説明しますが、マニュアルなどのルールということではなくて、機能分散とか、表示の仕方などの好事例、オリパラ施設で、随分先進的に進んだ事例などもありますので、そういったものを集約すると。区市町村とか、事業者さんの取組を後押しするというごさいます。

2点目が、条例施行規則の改正ということで、「だれでもトイレ」という言葉が、今、規則の中に入っておりますので、まずはすぐにできるということ、「だれでもトイレ」という名称は、規則から削除すると。また、表示についても、ピクトグラムで分かりやすく表示するというふうなごさいます。こちらにつきましては、10月に条例施行規則改正した規則の公布を予定してごさいます。

3点目が、区市町村への財政支援ということでごさいます。既設トイレの「だれでもトイレ」という名称からの変更ですとか、あるいはピクトグラムの表示、こういったものについては、区市町村への財政支援を検討してまいります。

その下に、スケジュールがごさいます。本日、審議いただきまして、先ほど申し上げたとおり、ハンドブックの策定については、9月から検討を開始する。規則の公布については10月、ハンドブックについては、3月に策定をしまして、周知を開始というスケジュールで考えてごさいます。

続きまして、資料2-2、ハンドブックの策定についてをご覧ください。こちらのハンドブックの策定につきましては、検討会を設置して、進めたいと考えております。委員の構成としましては、学識経験者、障害当事者の方、肢体、聴覚、視覚、それぞれの当事者の方にご参加いただきたいと考えております。また、事業者の立場でも、建築関係の方に入っていただきたいと思ひます。

それから、検討会の運営につきましては、今年度中に3回の開催を予定しております。下にスケジュールがごさいますけれども、これから準備をいたしまして、9月に第1回目の検討会、方向性の確認と構成案の検討を行います。

その後、当事者団体へのヒアリングということで、トイレの各設備、関連する方々ということで、子育て支援団体ですとか、オストメイト、認知症、発達障害、知的障害の各団体の方々にヒアリングを考えてごさいます。また、好事例も同時に集めたいと思ひますので、施設管理者の各団体の方から、そういう事例を集めるということを進めてまいります。

ある程度、そこが集約できれば、12月に2回目の検討会を開きまして、ハンドブックのたたきのところを検討すると。その後、専門部会の第2回目につきましても、大体、この時期に予定しておりますので、その段に、もう一回、そのハンドブックの案もお示しさせていただいて、この専門部会の場でも、ご意見を伺えればと思ひます。

3回目の検討会を2月に行いまして、ハンドブック案を決定しまして、第3回の専門

部会で報告、その後、印刷に入りまして、3月中に発行というスケジュールで進めていければと考えております。

2のハンドブックの構成案ということで現在考えているものでございます。基本的な考え方につきましては、先ほどもご説明したとおり、多様な利用者が同時に使えるよう、機能分散を図って、個別の機能を表示するという考え方です。

機能分散を図った整備の事例としましては、車椅子使用者用便房に、今まで、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドなどが集中していたというところですので、できるだけ車椅子使用者用便房については、可能な限り独立して設けると。

また、一方で、異性介助とか、性的マイノリティという観点もありますので、男女共用便房、車椅子使用者用便房のように2メートル、2メートルと広いものではなくて、もう少し小さいものを別途設ける事例を載せてはどうかと。

また、オストメイト、乳幼児設備については、できれば一般用便房に分散させると、そういった事例がご紹介できればというところでございます。

それから表示の事例につきましては、ピクトグラム入り口の掲示ということで、今まで便所全体の入り口には掲示していたと思いますが、個別の便房それぞれに掲示している事例もありますので、そういうものを掲示。それから、洗浄ボタンなどが分かりやすいようにということで、操作方法、利用方法、ここは必ずしもハードの設備、必要がないところかと思えますけれども、そういう工夫をしている例と。あと視覚障害者の方への配慮ということで、音声案内で工夫している事例。それから不適正利用というところでいくと、やはりトイレが混んでいるので、どうしても車椅子トイレを使ってしまうということもありますので、近隣のトイレがどこにあるかとか、あるいは個別設備がないようなトイレに関して、使えない場合は、近隣のトイレということで、施設内だけじゃなくて、地域全体で情報発信するといった事例もあれば、盛り込めればと思っております。

適正利用の事例につきましても、各事業者さん様々工夫をされておりますので、そういうものがうまく集約できればと考えております。

ハンドブックの説明については、以上でございます。

次に、資料2-3ということで、規則改正のほうのご説明させていただきます。幾つか、何枚かに分かれておりますけれども、それぞれ施設の区分によって分かれております。一番最初のページが、建築物（共同住宅等以外）ということで、不特定多数の方が利用されるような店舗、公共施設、文化施設、体育施設などが対象となります。

左側が、条例施行規則の整備基準の努力基準を抜き出したものです。右側が、その整備基準の詳しい内容を、こちらの分厚い施設整備マニュアルの中で解説してある、その解説の内容を抜き出してございます。

まず、左側の施行規則についてですけれども、努力基準ということで、便所内に次に掲げる構造のだけでもトイレを1以上設けることというのが、もともとの規定でござい

ます。要件としましては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。一般用の便所に近接し、分かりやすく、利用しやすい位置に設けること。出入口には、だれでもが利用できる旨を表示することということでございます。

アとイだけが規定されているのが、遵守基準ということで義務になっている部分ですが、ウとエの部分については、努力基準ということで、義務ではないんですが、これのできるだけ、整備の際には満たしてくださいということで、また、その福祉のまちづくり適合証という証明があるんですが、そちらの要件にも、努力基準を満たすということがございますので、だれでもが利用できる旨を表示とかということですか、「だれでもトイレ」という言葉が一番最初に出てくるということで、「だれでもトイレ」という名称が普及したということがございます。

ちなみにオストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドについては、条例規則上は、別に1以上設けるということで、だれでもトイレの中に、こういうものを設けてくださいという規定には、建築物に関してはなっていない状況です。

今回、改正ということで、「だれでもトイレ」という言葉を「車椅子使用者用便房」という言葉に、規則上は変えると。実際、表示とかする場合には、車椅子使用者用便房という言葉を使わずに、ピクトグラムを表示するといったことを考えてございます。

右側が、マニュアルの整備基準の解説でございます。変えたところだけご説明させていただきますけれども、「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に変える。それから、だれでもトイレの出入口には、誰でも利用できる旨を表示するという解説文を丸々削除しまして、「多機能」、「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象、個別機能を表示するピクトグラム等で表示すると。あるいは主な利用対象者を明確にする名称など、工夫をするというような言葉に変えさせていただければと思います。

次のページでございます。こちら、建築物の共同住宅等ということで、2,000平米以上の共同住宅等の共用部分ですね。ここは特定多数の方が使われるということで、同様に努力基準を設けてございます。こちらも改正の内容については、共同住宅等以外と同じ内容になっておりますので、説明のほうは省かせていただきます。

続きまして、駅などの公共交通施設ということでございます。ここは、若干建築物のつくりが変わっておりまして、最初のページに、一般用トイレの基準、次のページに、だれでもトイレの基準というふうに分かれてございます。

先に一般用トイレでございますけれども、建築物と違いまして、遵守基準、努力基準という分けがございまして、必ずこの内容については、義務になってしまうところがございます。車椅子トイレと別のところに一般用トイレということになるのですが、この一般用トイレの中に、(7)が、水洗器具ということで、オストメイト対応、(8)が、ベビーチェア、(9)が、ベビーベッドということで、それ以上、1

以上設けなさいという基準になっております。それぞれただし書で、だれでもトイレに設置している場合は、この限りではないというただし書があるということで、なかなか物理的に厳しいような場合は、だれでもトイレに集約しても構わないというような規定になってございます。こちらでも今回の改正においては、すぐに対応する部分ということで、だれでもトイレという言葉、車椅子使用者用便房に置き替えるというような内容になっております。

解説のほうにつきましても、個別の機能の表示ということで、同様の趣旨になっております。

次に、公共交通施設の車椅子使用者用便房のほうの基準でございますけれども、これも同様ですけれども、「だれでもトイレ」という言葉を「車椅子使用者用便房」に変えると。

それから、(4) 出入口にだれでもが利用できる旨を表示することというのを、設置した設備等について表示を行うということで、右側のマニュアルのほうで、詳しい解説を、同じものを入れるというふうな改正の内容になっております。

その次に、公園でございます。こちらは都立でいけば、都市公園とか、海上公園、その他、区市町村立の公園も様々ございます。公園の基準につきましては、だれでもトイレのところに、車椅子使用者の話が出ております。

一方で、ベビーチェア、ベビーベッドについて、一般用トイレの基準になっております。オストメイトについては、義務基準なのでございますけれども、こちらのだれでもトイレとは、別の基準になっております。だれでもトイレという言葉を手椅子使用者用便房に変えると。表示については、設置した設備等について行うということで、同様の修正ということでございます。

以上が規則改正で、まずは10月の公布を目指しているところでございます。

様々な機能分散を進めるために、そもそもの規定を変える必要があるというところは、認識はしているんですが、なかなかちょっといきなりルール化すると、ハードルが高いところもありますし、事業者の皆様、公共施設も含めて、どこまで対応できるかというところもありますので、まずはハンドブックで好事例を集めて、それらの好事例の中で、基準化できるようなもの、マニュアルに落とせるようなものについては、第2段階ということで、令和4年度以降に、また、改正を検討していくというふうなことを考えてございます。その辺りもいろいろとご意見を伺えればと思っております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上になります。

○高橋部会長 ご説明ありがとうございました。資料2-1から資料2-3までご説明をいただきました。全体の動きとしては同じことですが、それぞれ確認してまいりたいと思いますので、皆様方の意見をお願いをしたいと思います。

最初に、資料2-1です。公共トイレの整備の新たな方向性についてということですが、これにつきましては、これまでも推進協議会、あるいは専門部会等でも、何度か説明が

あったり、あるいは意見交換してきています。それから、国の動向等についても、先ほどご説明がありましたけれども、そして、オリパラ施設では、具体的に、今日の資料2-1を先取るように、するような形で、トイレ整備が進んでまいりました。そういうことを条例の規則等でも進めるということになっているかというふうに思います。

それでは、まず、資料2-1について、皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

すみません、手を、川内さんでしょうか。よろしくお願いいたします。オンラインで、手は、どうぞご発言ください。川内さんですか。聞こえますか。あれ、聞こえていないかな、聞こえていないみたいですね。

○織田委員 一般社団法人Wheelogの織田ですけれども、発言……。

○高橋部会長 すみません。織田さん、今、聞こえていますか、私の声。

○織田委員 はい、聞こえております。

○高橋部会長 ちょっとお待ちください。先に川内さんから手が挙がったような気がするんですが。川内さん、ミュートになっていますか。川内委員、ミュートになっていますでしょうか。川内委員、ミュートに、川内さん、聞こえていますか。

○川内委員 聞こえますか。

○高橋部会長 聞こえました。どうぞご発言ください。

○川内委員 この記述について、申し上げたいんですが、資料2-1ですが、左側、現状ですね。課題の上から三つ目ですが、利用が集中し、不適正利用も発生という、これはこれで正しいんですが、時系列から言うと、不適正利用というのは、車椅子対応トイレができたときから、昔からあったのですね。そのために鍵をかけるかかけないかという議論があって、そして、鍵をかけたときに、非常に使いづらいということでしたので、どなたでもご利用くださいになったわけです。どなたでもご利用くださいが、利用が集中したということで、どう変化したかという、どなたでもご利用くださいになったために、いろんな人が利用して、一人の使用時間は短いけれど、利用は集中した。それ以前は、一人の人が長時間不適正利用していたんですね。住み込むとか、中で寝るとか、中で遊ぶとか、そういうふうなことがたくさん起こってきたわけです。ですから、昔から車椅子対応トイレというのは、不適正利用の的になったということは、やっぱりこの中できちんと書いていただきたいなというふうに思います。

それから、機能分散するということについては、特に異論はないんですけれども、機能分散によって、かえって使いにくくなる人がいるということは、絶対に忘れてはならないだろうというふうに思います。

それでちょっとこの資料2-1からは外れますけれども、車椅子対応トイレの総量が少な過ぎると私は思っています。なぜ、車椅子利用者だけが、エレベーターに乗って、トイレを探しにいかなくてはならないのか。というところから考えると、この後のほうで、便所を設けるときには、車椅子利用者用便房を1以上設けることという、この1以

上という、これは恐らくというか、ビル全体の話で、便所を設けるときには、1以上ということになっていると思いますけれども、果たしてそれでいいのか。望むならば、便所のあるところには必ずという考え方もあるでしょうし、あるいはそれが無理であるならば、2フロアか、3フロアに一つはあるとかというようなことを、やっぱりきちんと量の面を確保して、それでも本当に利用は集中するのかということは検証しないといけないだろうと思います。それを大きなビルでも、1か所しかないようなところにみんなが集まれば、利用が集中するのは当たり前のことで、それを解決せずに、機能分散すれば解決するというのは、少し認識が違うのではないかなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、織田さんのご発言をいただきたいと思います。織田さん、どうぞ。

○織田委員 ありがとうございます。一般社団法人Wheelog代表の織田友理子です。先ほどの川内先生のご発言に強く共感しております。やはり車椅子トイレというのは、探しながら、車椅子ユーザーは、どこだろう、どこだろうと見つけなければいけないので、非常に不便を感じております。

例えば、一つしか設置できないトイレであっても、ぎりぎり車椅子が入るような、完全なバリアフリートイレという位置づけではなくても、最低限使えるようなものは、設置は可能だと考えております。一つしかつけられなくとも、車椅子、障害者、高齢者に対して、どのように対策を取っていくかということも考えていただければうれしいと思いました。

私が挙手させていただいたのは、全く違うところです。名称、呼称についてです。このルールの中で、だれでもトイレという記述をなくすというところで、それを車椅子利用者用便所と置き換える。そうすると、今まで、だれでもトイレと呼ばれていたところは、ピクトグラムだけでしか表示されない。そうであるならば、どのように私たちは呼べばいいのだろうかというところで、名称がないと呼びづらいなと思ってしまいます。身ぶり手ぶりとか、例えば、何かしら伝えられる術があれば別なのかもしれませんが、言葉でここはどこですかと聞いて、こちらですと、答えていただくに当たっては、やはり呼称はすごく必要で、その点の検討は、引き続きしていただきたいと思いました。

「バリアフリートイレはありますか」と誰かに聞いたら、ベビーベッドがあるトイレを案内されてしまうなど、様々齟齬が出てしまうのではないかと。この制度の立てつけをもう少し詰めていただきたいと思ひまして、名称のところは丁寧に議論を進めていただきたいと思ひました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、会場から菊地さん、お願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

私ども精神障害者の立場ということよりも、LGBTについてのことを、私のほうで代弁して申し上げることにしたいと思いますが、この中にも、性的マイノリティへの考慮ということが記入はされておりましたね。資料2-1ということだけではなくて、全体に関係することですけど、LGBTへの配慮ということ言えば、皆さん、ご存じだとは思いますが、LGBTの方が使えるトイレという、ピクトグラムがもう既にあります。ご存じだと思います。虹色の、七色の、体に七色の色になっている。そういうピクトグラムですね。これを配置しておけば、このトイレには、性的マイノリティの方が使えると、一見して、女装しているけど、男の人だみたいな人が、分かりやすくいえば、そういう方でも使えるというようなピクトグラムが、もう既にあります。

ですので、この車椅子利用者用便房というのに、もちろん、それも必要なんですけど、このLGBT用のピクトグラムというのは、LGBTの方が使っていると、周りの人が奇異に感じるということに基づくピクトグラムですので、必ずしも車椅子用便房だけにとということではなくて、ほかのもっと分かりやすく言えば、男子用、女子用両方に全部につけるとというのが、このピクトグラムの趣旨だと思うんですよ。LGBTの人も使えますよというピクトグラムなんです。これを、このピクトグラム自体が広がることによって、LGBTに関する認識も広がると思うんですね。何だろう、このピクトグラムは。私も最初はそう思いました。これはLGBTの方が使えるトイレだよという、男の体、女の体というのが、ピクトグラムでは、男女になっていますけれども、この虹色が男女になっていますけど、この虹色のピクトグラムは、男女どちらでもない体に虹色の表示がされているピクトグラムです。

これを、ぜひ、この議論がなされているときに、強く私は申し上げたいんですけども、精神障害者の中にもLGBTの方がいらっしゃいます。ですので、私も、LGBTの方のことを話す権利があるんじゃないかと思って、話させてもらっておりますが、この機会に、思い切って男女のところとそのピクトグラムを全部くっつけるというような、一番極端なことで申し訳ないんですけど、ピクトグラムが配置されることを考慮する一番いい機会ですので、LGBTに関する人たちは、やっぱりそういった配慮をということを求めているということですので、ピクトグラムを使うということが、とても大事なことでないかと思えます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、稲垣さんのご発言を受けて、少し——あ、市橋さんもありますか。

じゃあ、市橋さんまでご発言。

じゃあ、稲垣さん、先にどうぞ。稲垣さん、その後、市橋さん。ちょっとこちらのほうを先に。

○稲垣委員 中央大学の稲垣でございます。

資料2-2で、トイレの整備・適正利用ハンドブックを策定するというので、とて

も良い試みと思うのですが、資料右上にハンドブックの構成と書かれていて、この内容を拝見すると、便房の入口での掲示とか、トイレの現場でどうするのかといった観点で書かれているわけですが、例えば、都営交通のアプリやウェブでの案内における情報発信でも、やはり「だれでもトイレ」と書かれているわけです。そういうところも含めて、一体、どういう表記にするのか。

織田さんが先ほどおっしゃった、名前は大切にすべきだということにすごく賛成なんですけれども、トイレの現場での建築的な観点からの話もあろうかと思いますが、ウェブなどを通じた情報においては、どう考えるべきなのかといったところも、あわせて検討すべきなのではないかと思います。

もう一つが、接遇をどのように対応していくのかというところで、先日、都営浅草線のある駅で、有人改札の職員の方にトイレはどこですかと聞いたら、だれでもトイレでよろしければ、すぐそこにありますと言われたんですね。僕がだれでもトイレを受け入れるんだったら、そこを使ってください、もしそうでなければ、改札を出てだいたい歩かないといけませんという案内があったんですね。

こういったところで、どのような案内をすべきなのか、別に交通局に限ったことではないと思いますので、様々な施設の職員の方、管理者の方が、トイレのご案内を、当事者の方だけではなくて、一般の方向けも含めてどのようにしていくべきなのか、考える必要があります。

施設の管理者側からそのように案内されてしまうと、ユーザー側は、ああ、このトイレって、そういう位置づけなんだと理解してしまいます。接遇面においても併せて考えていかないと、現場で混乱も生じるのではないかなと思ったところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 市橋です。僕らの団体が集まったときには、必ず、トイレの問題が出ます。それだけ、トイレは、身近です。いろいろ気がついたことありますけれども、時間がかかると思います。それから、検討委員会を設けるということですが、なるべく多くの人に、どうやって日常的に使っていることを、発信してもらえるか。そういうことも含めて、多くの意見で、ハンドブックをはじめ、このことがみんなで作り上げたんだよというふうに持っていったら、すばらしいなと思っています。

細かい点はまた。

○高橋部会長 ありがとうございます。

すみません。進行の関係で、最初に資料2-1というふうに思ったんですけれども、結局のところ、全て、2-3までみんな関わってきますので、それらも含めて、ご発言をいただければというふうに思います。

先ほど、川内委員から追加の手が挙がっておりますでしょうか。

川内さん、お願いします。

○川内委員 ありがとうございます。川内です。

先ほど、菊地さんのほうから、性的マイノリティの方のサインというお話があったんですけども、多分、想像されているのは、渋谷の区役所なんかにある半分男性、半分女性で、レインボーカラーに塗ってあるマークだと思いますけれども、性的マイノリティの方は別に半分男性、半分女性ではなくて、自分の中で、確固として男性か女性かという、あるいは性を意識しないと、そういう方もいらっしゃるにはいらっしゃいますけれども、少なくとも半分男性、半分女性ではないということで、あのサインが果たして受け入れられているのかということについては、よく検討するほうがいいと思います。

それから、男女共用トイレというふうに表示することで使えなくなる人たち、つまり、自分が性的マイノリティというか、例えば、体が男性で、心が女性で、女子トイレに入ると拒絶されるというような方ですね。そういう方が男女共用トイレを使っていればいいんですけども、男女共用トイレだという表示があるがゆえに、世間に知られたくないので、使えないという方もいらっしゃるわけですね。そういう場合に、これまでのだれでもトイレというのはいろんな人が使っているので、使いやすかったという声も確かにあるので、性的マイノリティについては、私は、当事者ではないので、これ以上は言えませんが、当事者の方と慎重に協議をして、合意を形成されるべきだろうというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

今、たくさんのご発言をいただいております。

○越智委員 すみません。越智です。

○高橋部会長 じゃあ、越智さん、お願いいたします。

会場からになります。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

私は、公共トイレを使うときに、できるだけだれでもトイレを使うようにしております。その理由の一つは、長いこと、こちらの委員を務めさせていただいておりますので、状況を調べたいという目的もございまして、使います。個人的に、また理由がありまして、昔は、公共トイレといえば、和式が多かったですよね。私の場合は、若いときに、バレーボールや陸上競技の経験がございまして、いわゆるジャンパー膝を抱えておりました、膝がうまく曲がらないということがございまして、そのために、和式トイレは使いにくいということも理由でございまして、だれでもトイレというのは、洋式ですし、私はそこを使いたいという理由もございまして。今は治りましたけれども、少し恥ずかしいんですが、以前、肛門の病気を経験しておりました、その際も、やはりウォッシュレットが必要ということで、そういう観点で、だれでもトイレを使っているわけですけども。

そのときに困ったのが、先ほど川内委員がおっしゃったように、いたずら、不正利用があったために鍵をつけたということで、鍵を開けるために、ほとんどの場合は、電話やインターフォン等で、声で頼むということがありますよね。それを私は聴覚障害を持っておりますので、非常に困りました。

そういった意味では、実際に、車椅子ではありませんけれども、やはり、そういった意味で、だれでもトイレといいますか、車椅子トイレを使いたいという方も確かにおられると思います。

資料2-1にも書いてありますが、今後の方向性の部分です。トイレ全体で、ユニバーサルデザインを進めるといえるのは、非常に大切になってくるのではないかと考えております。この部分は、非常に大事に考えながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。たくさんのご意見をいただきました。

今、越智委員のご発言にありましたように、この資料2-1の右側の一番下ですね。トイレ全体で、ユニバーサルデザインを目指していくということになるかというふうに思います。ここを具体的にどういうふうに展開するのか。今までは、一つの便房でユニバーサルデザインを達成して、それでいいか。そこが、だれでもトイレという名称になっていたかと思います。それを何とか直していきたい。

それから、段階を追っていかなければいけませんので、既存のもの、これから、もし、この規則を改正するとなると、既存のものについては、努力義務としては関わっていくかもしれませんが、すぐには予算もコストも、あるいは場所の問題もあって、できないかもしれませんので、新規のものが、まず、このルールにのっとって、どこまで可能かどうか。それから、既存のものについても、場合によっては、大規模改修だとか、そういうときに対応していただくとか、そういうようなことになっていくんだろうというふうに思いますが。

あんまり私のほうで発言すると、方向が違うほうに行っちゃうとまずいので、まず、事務局のほうから、今ご発言がありました意見で何かお答えしておいていただけるものがありましたらいただきたいというふうに思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 様々なご意見いただきまして、ありがとうございます。

現状、ちょっとお答えできる部分について、お答えをさせていただきます。

まず、川内委員から、建物で一つ以上というところは、ビル全体で一つでは、やはり総量が少ないので、総量を増やしていかないと、なかなか不適正利用がなくなるというところにならないのではないかとということで。まちづくり条例上も、ご指摘のとおり、遵守基準の中では、1以上ということになっているんですけども、望ましい整備の中では、各階に1以上設置するというような基準にはなっております。そこは、実際やってもらえるかどうかというのは、その事業者さんのほうにはなるんですが、マニユア

ルに沿って、各窓口を行っている区市町村のほうでは、届出の際に、そのような助言はさせていただいているところがございます。

これを望ましい整備から、さらにより厳しく努力基準とか遵守基準にするということになると、そういう基準強化というところで、実際、そういう建築行為があるときに対応できるかというところが鍵になってくるかと思っております。

それから、織田委員からいただきましたご意見で、車椅子利用者用便房の広さの話があったかと思うんですが、2メートルから2メートルというところが、一番、国の設計標準などでも推奨されている寸法にはなるんですけども、福祉まちづくり条例のマニュアルの遵守基準の解説の中で、ただし書をちょっと入れさせていただいております、床面積の合計が1,000平米以上の施設で、2メートル掛ける2メートル以上の空間が確保できない場合、及び、既存建築物の改修で、構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で130センチ掛ける200センチ以上、または、150センチ掛ける180センチ以上、簡易型車椅子利用者用便房と呼んでおりますけれども、こちらを図面つきでご案内はさせていただいております。やはり実際、運用上、こちらの規定というか、解説に沿って、整備されている事例は、それなりにあるのではないかなとは考えております。

それから、だれでもトイレという言葉がなくして、何かそれに代わる名称があったほうがいいのではということですけども、こちらについては、国のほうも設計標準などで、基本的にはだれでもトイレとか多機能トイレ、多目的トイレという言葉はもう使わずに、個別機能を表示したピクトグラムで普及を図るべきというような規定がございますので、基本的には、ピクトグラムでの名称なのかなと。

バリアフリートイレという呼び方も設計標準の中でしているんですが、そちらは、個別機能をそれぞれ一般便房に分散させた後のトイレの総称という言い方になるので、これまで、だれでもトイレと呼んでいた2メートル掛ける2メートルのところの呼び名がバリアフリートイレということではないというふうに認識しておりますので、ちょっとなかなか代わる言葉にはならないかなと思っております。

こちらも、ただ、なかなかどう表記するかというところがありますので、果たして、ピクトグラムだけでうまく伝わるのかというところがあるので、ここは、いろいろちょっとご意見は今後もお聞きして、考えていきたいなと考えております。

それから、菊地委員からLGBT、性的マイノリティについてということで、川内委員と併せてご意見をいただいておりますけれども、現状、ピクトグラムというところで、福祉のまちづくり条例上、使用しているものとしては、JIS規格になっているもののみ使用している形です。

男女共用便房につきましては、ハンドブックのご説明の中で、車椅子利用者便房とはまた別に設けていくような事例ということで、2メートル掛ける2メートル必要ないものということになるかと思うんですが、ちょっと車椅子利用者便房には表示できない

んですけど、その2メートル、2メートルないものについては、男女共用トイレのピクトグラム、男性と女性が並んでいるピクトグラムがありますので、車椅子使用者便房ではない男女共用便房に関しては、そちらのピクトグラムを表示すると。男、女分かれるところじゃなくて、両方を使えるような、入り口に近いところですか、別の場所に設けるといところで、性的マイノリティの方も抵抗なく使えるようなトイレができればなど。ピクトグラムについては、男女共用のトイレのピクトグラムを表示するということで対応ができるのではないかなというふうに考えております。

それから、稲垣委員から、ウェブの発信での表記というところで、まさしくご指摘のとおりでして、ここは、やはり併せて考えていかなければいけないところかと思っております。私どもも、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」ということで、福祉保健財団を運営主体としまして、サイトを運営しておりますが、その中でも、各事業者さんのページに飛んだときに、だれでもトイレというところに飛んでしまったりとか、もともと、UDナビの中の入り口のところで、多目的トイレという表記になっておりますので、そこはちょっとどういう形で変えていくかと。

また、事業者の皆さんにも、ネット上、ICT環境の中で、どういう表記をしてもらうかというところは、協議をしていかなければいけないところかなと思っておりますので、ここはセットでどのようにするかということをちょっと工夫して、考えていきたいと思っております。

それから、市橋委員からいただきましたご意見で、トイレのハンドブックなど、この取組について、障害者団体の代表とかだけではなくて、なるべく多くの方のご意見をということで、一つ、参考になるのは、やはり国交省で、こちら、トイレの適正利用に向けた方策の検討会の報告書がありまして、その中で、豊富なデータが掲載されております。できるだけ、その中のご意見に沿うような形では落とし込む必要がありますし、また、オストメイトですとか、最近、やはり異性介助の観点で、認知症の介助者の方とかが利用しやすいようなトイレということも、また新たな概念として出てきていると思っておりますので、そういう当事者の方、様々なご意見をできるだけ集約できるように工夫してまいりたいと思っております。

それから、越智委員からいただきましたご意見で、和式はできるだけ使えない方もいるということで、こちらについては、都としましても、東京2020大会に向けて、補助事業の緊急推進事業というものの中で、トイレの洋式化というものを進めております。この間、相当、補助事業のかいもありまして、整備実績は進んでおるんですが、やはり、まだまだなかなか建築行為が発生していない場合は、和式が残っているというようなトイレもございますので、そういった既存の建築物において、そういう洋式化もどのようにするかということも、今後の事業展開の中で工夫をしていければと思っております。

ひとまず、事務局からのご説明は以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

10月に新たな規則を改正したいという意向が最初のご説明でありましたけど、それまでに間に合えるもの、それから、次の段階で、もう一度、議論してやらなければいけないもの、それから前後を含めて、新しいハンドブック適正利用という整備に関わるハンドブックを作成して、その中で具体化して、実現を図っていく、周知をしていくという、いろんな形があると思います。

今、田中課長のほうからお話がありましたけど、私も、実は、昨年、1年以上かけて、国交省の設計標準のトイレの中心の議論がありましたし、それから、今、名称が変わりましたが、国交省のバリアフリー政策課の中でも、トイレの在り方について検討して、3月、両方とも、今度、3月に新しいガイドラインと、それから在り方についての報告書が出されたばかりです。

その中でも、たくさんの人たちにご意見を伺う機会がありました。トイレにつきましては、公共トイレは、やっぱりみんなが使うんですけども、みんな一人一人、使う人によって、それぞれの身体状況も違いますし、使い方の心理的な状況も違いますし、そういう点でも、いろんな人たちの意見があります。それを、みんな共通のものというのは、一つのたくさんあるブースのトイレ、公共トイレ、あるいは公衆トイレの中でも取りまとめるというのは、非常に難しいんですけども、できる限り、少しでも利用しやすくするためにどうするかということになるかというふうに思います。

それから、やはり、例えば車椅子でも、だんだん少しずつ公共交通機関のバリアフリーが進んでいきますと、大型の車椅子ですとか、今まで想定しなかったような方々の利用なんかも出てくるような形になります。そうすると、便房自体も大きくしないと。車椅子トレイの便房自体も大きくしなきゃいけないねとかといったような議論なんかも重ねてありました。

それと、もう一つは、今日の発言の中でもありましたけども、先ほど申し上げましたように、新規でこれから向かっていく方向性と、それと、既存のものへの誘導と、そういう両面があると思うんですよね。ですから、規則を改正するときに、現状への配慮も、建築主、あるいは、事業主への配慮もしなきゃいけないと思うんですけど、やはり規則はそんなに簡単にちょこちょこ変えていく形には絶対にならないというふうに思いますので、そういう点では、今度、規則を変えて数年後に、新しい施設づくりに、事業主さん、建築主さんに関わっていただくような、そういう方向性を持っていかないといけないのではないかと。そういうことも含めて、さらに、事務局のほうで詰めていただければというふうに思っています。

恐らく、この間の、この後の作業の中でも、また、皆さん方にはご発言いただく機会がいっぱい出てくるかというふうに思いますので、そういうこと、それから、時間、時間切れって、ちょっと表現はよくないんですけども、取りあえず、まず一歩進めようというようなことで、進まざるを得ないような事態も生じるかというふうに思いますので、ご了承いただきながら、理解は、多分全部無理かというふうに思いますので、合意

というのはちょっと難しいかというふうに思います。ある程度のところまで、間違っていないね、新しい東京トイレの方向性を向けていくよねという、そういうようなことができれば、非常にいいかというふうに思いますが、そういう意味で、ぜひ、この後の作業と議論にも参加していただければというふうに思います。

今日のたくさんの意見が出た中でも、今すぐには、多分、10月なんてとてもじゃないけど、間に合わないものがたくさんあると思います。

田中さん。どうぞ、事務局、お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

失礼しました。稲垣委員からもう一点ご意見いただいて、ご回答漏れでございました。

接遇の件ですけれども、いわゆる、鉄道の駅とか、なかなか物理的な条件が厳しい中では、そういう車椅子利用者用便所と一般トイレが別の場所にあたりとか、その一般用トイレの場所が遠いところから、どういうふうに案内するのかというところのご指摘かと思えます。

やはりそういう接遇もどうするかと合わせないと、なかなか実態に即した検討にならないのかなと思っておりまして、今回、ハンドブックという名称にしているのもそういうところで、ガイドラインとかにすると、どうしてもハードの基準の詳しい解説みたいな意味合いに捉えられてしまうところがあると思うんですけども、例えば、誰もが分かりやすいサインですとか、そういう表示とか、要は、ハードの整備でなくてもできる工夫というところもあたりとかしますし、その接遇でどうやってハードで示せていないところをカバーするかというところで、ハード、ソフト一体的に考えるというところが必要だと思いますので。そういった、そういう接遇面でのヒントになるような事例というものも、このハンドブックの中に盛り込んで、決して、各事業者さん、行政も含めて、整備する部署だけがこのハンドブックを使うのではなくて、実際、施設を管理したりとか、接遇をしたりするような方々も幅広く使っていただくようなものができれば、この事例は参考になるなということで、目にしてもらえる機会も多くなるのではないかなと思っておりますので、できるだけちょっと事例で幅広くソフトのものも入れ込むというように検討してまいりたいと思います。

○高橋部会長 いろいろ難題が多いんですけども、繰り返しますけれども、今あるものを接遇で対応するということと、本当はちゃんと適正に配置していったり、設計していただければ、別に接遇、それほど構わなくて、人に気遣いをしながら利用するということがないので、その辺りを分けしながら、うまくハンドブックに応用していかなければいけないというふうに思います。全部接遇で対応できるわけじゃありませんので。

基本は、やはり物理的にハードの面でもできるだけ利用者に負担がないような、メンタルなことも含めて、そういう配置をしていかなければいけないし、そういう設備、内容にしていかなければいけない。あるいは、表示が分かるようにしていかなければいけないということになると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず一步、全体の国の動向、あるいは社会の動向、様々な対応、ダイバーシティ、東京都もうたっておりますので、そういうことも含めて、多くの利用者が利用しやすいような環境づくり、トイレの環境づくりに向けて、踏み出していくということが今日の本題であります。

時間は限られておりますけども、やはり一定の時間で解決をしていくということがすごく重要になっていくと思いますので、そして、また次に考えるということになりますので、そういうことについても、ご了解いただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

大島委員からご発言の挙手が挙がっているというふうに聞いております。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 大島です。ありがとうございます。

もう今言っていたことで、やはり、これ、時間が限られている中で作っていくんですけれども、これどこに問いを立てるかによって、例えば、川内委員がおっしゃったように、何か今までのことを否定して、だから、次があるという書き方もあるし、あるいは、今までもこういう歴史があったけれども、ここの部分はよかったけれども、ここの部分をやっぱり改善していかなければならないというような書き方が出てくると思うんですね。やはりこれは読む方々がとても分かりやすく、納得するようなことを書く必要があるので、前段の問いの部分というか、目的、これをハンドブックを作る目的という部分、さっきの呼称のこともありますけれども、いろんな捉えられ方をされる危険、危険というんじゃないなくても、予想が立ちますので、問いをきちんと立てて、なぜこれが必要かというところを丁寧に書く必要があると思いました。

以上です。

○高橋部会長 ご指摘ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、次の議題に移らさせていただきたいと思いますが、この資料2-1から資料3につきましては、今後、事務局のほうで、さらに詰めていただく形になります。その過程の中で、先ほど申し上げたように、また皆様方にご意見をお伺いすることもあるかというふうに思いますので、よろしく、そのときには、ご協力をお願いしたいと思います。

事務局のほう、それでよろしいでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 はい。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3についても幾つかありますので、そちらのほうの、まず、説明をいただきたいと思います。資料3-1では、東京都障害者差別解消支援地域協議会について。それから、資料3-2では、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について。資料3-3、東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等について。こちらのほうは、篠課長のほうからご説明です。よろしくどう

ぞお願いいたします。

○篠共生社会推進担当課長 障害者施策推進部、共生社会推進担当課長の篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度まで、福祉のまちづくり担当として、高橋会長をはじめ、委員の皆様には、大変お世話になりました。現在は、障害者差別の解消や障害者虐待の防止、ヘルプマーク、ヘルプカードの推進などを担当しております。

では、私からは、障害者差別の解消に向けた取組について、前回の皆様からのご質問やご意見を踏まえて、説明をさせていただきます。

まず、資料3-1、東京都障害者差別解消支援地域協議会についてをご覧ください。この左上にありますとおり、障害者差別解消法では、第17条において、地方公共団体が障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることされており、また、右側にありますとおり、国の基本方針では、協議会に期待される役割として、相談窓口の紹介、具体的事案の対応例の共有、協議等が挙げられております。

資料の下のほうをご覧ください。都は、こうした国の方針を踏まえ、障害当事者をはじめ、企業や教育等の関係機関から成る差別解消支援地域協議会を平成28年に設置いたしました。協議会では、都に寄せられた相談事例の共有や普及啓発施策への助言をいただくなど、様々な立場の方々のご意見を踏まえながら障害者差別解消の取組を進めているところでございます。

続きまして、資料3-2、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の資料をご覧ください。

都は、東京2020大会を見据え、差別解消の取組を一層進めるため、平成30年10月に東京都障害者差別解消条例を施行しました。この条例のポイントは四つございます。まず一つ目は、事業者に対して、合理的配慮の提供を義務づけております。二つ目は、情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努めております。三つ目は、専門相談機関を設け、障害者、事業者双方から相談を受け付けております。四つ目は、紛争事案を解決するために、第三者機関によるあっせんの手続を設けており、悪質な場合には、法では「勧告」までですが、都条例では「公表」も行うことができるとしてあります。

なお、先日、5月28日に国のほうで改正障害者差別解消法が成立し、法においても、事業者による合理的配慮の提供が義務化されましたが、その施行は、今後、3年以内とされており、具体的にいつスタートするかは決まっておられません。また、法改正に向けて、議論されてきました差別の定義については、結果として、改正障害者差別解消法には盛り込まれませんでしたので、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3-3、東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等をご覧ください。こちらは、差別解消の協議会でご報告した内容を一部抜粋した資料にな

ります。

まず、1の年次推移でございますが、平成28年4月の障害者差別解消法施行以降、都では、東京都障害者権利擁護センターで、障害者差別に関する相談を受け付けております。また、平成30年の都条例の施行について、リーフレットの作成や研修事業等の普及啓発を進めたことにより、障害者だけでなく、民間事業者からどのように合理的配慮を提供すればいいのか教えてほしいといった相談が寄せられておまして、障害者差別解消に対する取組や関心が高まりつつあると認識をしております。

なお、実際の相談対応は、例えば、障害当事者から事業者の対応についてご相談いただいた場合、都の権利擁護センターから事業者に連絡をし、事業者からもご意見を伺います。その結果については、相談者に再度連絡をし、障害者、事業者双方にご納得いただけるよう調整する往復の作業を繰り返しておまして、場合によっては、直接、現地を訪問し、状況確認や法令説明等も行っております。

先ほどお示した相談受付件数、令和元年度は363件となっておりますが、これら一連の対応を含めて、1件とカウントしておまして、相当な日数をかけて、丁寧に相談対応を行い、双方の納得と合意を目指して取り組んでいるところでございます。このような取組を通じて、関係機関と連携をしながら、差別解消に向けた取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

なお、都が受け付けたこれまでの相談事例につきましては、本日お配りしました、こちらの冊子、障害者差別解消に関する相談事例集に掲載をしております。ホームページではテキスト版もございますので、お時間のある際に、お読みいただければ幸いです。

今後とも、障害者差別の解消に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 ご説明ありがとうございました。

差別解消の支援地域協議会、そして、条例の、これは既に現在進んでいる、施行されているものですが、四つのポイントと。それから、現在の相談受付状況ということ。平成30年度、この東京都の条例から、合理的配慮の義務から、かなり進んだ相談件数が上がっている様子が分かります。

それでは、この資料3-1から3-3までについて、ご不明な点等がありましたら、ご質問、あるいはご意見等をお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

高橋ですけれども、これまで、例えば勧告とか公表だとか、その件数、あるいは、それに近いような案件って、事案というのはあったんでしょうか。ちょっと近いというと、何か言い方がよくないかもしれませんが、そういうように対象になりそうな案件って、具体的なものは様々な問題があると思っておりますので、もし、件数等がありましたら教えていただければと思います。

○篠共生社会推進担当課長 ご質問ありがとうございます。

東京都の広域支援相談員が相談を受け付けておりまして、基本的には、相談の中で解決に向けて取り組んでいるところがございますが、これまでにあっせんという形で、第三者機関である調整委員会のほうにお諮りした案件につきましては、1件ございまして、調整委員会での話し合いで、最終的には解決をしたものがございます。

勧告とか公表まで至ったものにつきましては、今現在はございません。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

皆様方、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

越智委員、お願いいたします。会場からです。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

意見というよりも報告になると思うんですけども、委員の立場や当事者団体の事務局長をやっておりますので、様々な相談を受けております。ほとんどの場合はセンターにつないで問題を解決ということに至っておりますけれども、解決できなかった件数が幾つかあります。その中で2件、なぜかと申しますと、都、県をまたいでトラブルになっているという事例がございます。まず一つは、都民がほかの県のお店を予約して断られたというケースがございました。その県のほうに連絡をして対応していただいたんですけども、その県も条例が不足しているのかどうか分かりませんが、解決できませんでした。

もう一つは、逆に、都外の方が都内に、施設といいますか、その場所にいらして、トラブルが起きたというケースです。都内ということで対応していただいているんですけども、本人にも問題がございまして、なかなかいい結論に至らなかったということがございました。都、県を越えた問題をどのように対応するか、今後の課題ではないかと思っております。

もう一つが、聞こえない方のトラブルの中で意外と多かったのが、最近、よく見ますのが、今年から国の仕事が始まる電話リレーサービスというものがございます。その電話リレーサービスを使ったトラブルでございます。聴覚障害者は、電話に慣れておりません。電話の場合の話し方とか注意点とか、慣れていない場合があります。その電話リレーサービスを使いまして、相手になかなか理解を得られなくて、トラブルになってしまった。受ける側も、電話リレーサービスとは何かということがまだ理解も進んでおりませんし、聴覚障害者に対する理解も進んでおりませんで、その結果、トラブルにつながるという例が意外と増えております。

その辺りは、理解促進センターのほうから説明をしていただいて、解決につながるということもありますが、そのようなトラブルが結構最近増えてきたという印象を持っております。7月から電話リレーサービスが正式に始まりますので、トラブルが増えたらまずいなというふうになんてちょっと懸念しております。

以上です。

○高橋部会長 利用者に関わる自身、利用者自身の理解だとか、説明不足といったようなことなんかもあるような感じがいたしますが、篠課長、よろしいでしょうか。

○篠共生社会推進担当課長 ご意見、どうもありがとうございます。

まず、1点目の広域的な対応につきましては、他県としっかりと連携し情報共有を図りながら、解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の電話リレーサービス、こちらの本日お配りした冊子にもその対応事例を22ページに載せておりますが、新しい法律の施行ということで、まだまだ当事者の方々も、また周りの方々のご理解も進んでいない部分もあろうかと思っておりますので、今後、よりこの電話リレーサービスを使いやすくなるよう普及啓発ということも併せて、取り組んでまいりたいと思っております。ご意見、どうもありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございます。

越智委員、よろしいでしょうか。

○越智委員 はい。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ちなみに、篠さん、他県から東京都に差別解消法だとか、そういう協議とか相談だとか、そういうようなことが寄せられたことというのはあるんでしょうか。

○篠共生社会推進担当課長 他県から来られた方が都内で障害者差別に関するお困り事が発生して、ご相談を受けたという事例はございます。

○高橋部会長 ありますか。分かりました。

そうすると、今、越智委員さんがおっしゃっていたようなことなんか、いろんなところで起きているということがあるわけですね。より緊密な連携強化を図っていただければというふうに思います。

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、時間の関係もありますので、次の資料の説明と意見交換に移らせていただきたいと思います。

資料4になります。道路移動等の円滑化基準の改正についてということになります。こちらのほうは、よろしく願いいたします。

○大崎安全施設課課長代理 建設局道路管理部安全施設課課長代理の大崎と申します。本日は、安全施設課長の和田が所用のため欠席となっておりますので、代理として説明させていただきます。よろしく願いいたします。

今回の資料の内容ですが、バリアフリー法に基づきます、いわゆる道路の移動等円滑化基準につきまして、国の省令が改正されたということで、ご報告させていただきます。

まず、資料1、改正された背景について説明をさせていただきます。

まず一つ目としまして、令和2年になります。道路法の改正がなされまして、バス

やトラック等の事業者用の停留施設を特定車両停留施設として、道路附属物としての位置づけがなされました。

二つ目としまして、同じく令和2年になりますが、こちらもバリアフリー法が改正されて、今説明いたしました特定車両停留施設、このうち、バス等の旅客の乗降のために設けられる道路施設が旅客特定車両停留施設として位置づけられまして、こちらがバリアフリーの基準適合義務の対象に追加されたということがございまして、それが今回の基準改正の背景になっております。

この旅客特定車両停留施設ですが、言葉だけだと分かりづらいので、資料の右側にイメージを添付しております。現物のイメージとしましては、ちょっと施設としては大規模な事例になりますけれども、新宿駅にあります新宿バスタのような施設をイメージしていただければと思います。

次に、資料の②番になりますけれども、基準の改正の概要について、説明いたします。国土交通省令で、道路の移動等円滑化基準が昨年度末に改正されまして、令和3年4月1日より施行されております。この中で、旅客特定車両停留施設に適用する新たなバリアフリーの基準が定められております。

具体的な内容としましては、ちょっと資料の写真等ですと、小さくて分かりづらくて申し訳ないんですけれども、例えば、通路に関する基準としまして、乗降場へは誘導ブロックを設置する。あるいは勾配の基準を設定する。また、エレベーターの大きさや設置台数の基準。また、その他としましては待合所を設けると。そういったことがバリアフリーの基準として位置づけられた形になっております。

ここまでは、円滑化基準、国のほうの基準改正となります。③番になりますが、これらの改正を受けての今後の対応といったことについて、説明をさせていただきます。

今回、国が定めた道路の円滑化基準は、国が管理する道路、いわゆる国道において適用されるものとなっておりますので、例えば、都道府県道であったり、区市町村道につきましては、国の円滑化基準を参酌しまして、各道路管理者が条例でその内容を定めるとバリアフリー法に規定をされております。これを受けまして、都道につきましても、国の基準の改正を踏まえまして、既に平成24年に円滑化条例という形で制定されておりますけれども、こちらの条例及び規則について、これから改正をしていく方向となります。

資料4の説明を終わらせていただきます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、道路移動等円滑化基準の改正についてということで、道路法、それから、バリアフリー法の省令の部分ですね、改正等につきましての説明がありました。

こちらのほうにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。いずれも、バリアフリー基準自体も最低基準ですので、先ほどの話のように、より適正な利用を進めていくための方策を皆さんと一緒に考えていかなければいけないこととなります。新宿

バスタの事例が、お話がありましたけれども、その辺りが出たといっても過言ではないかもしれませんが。

いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうかね。

これ、この後、今後の対応ということで、整備を進めていくということについては、大崎さんのほうからご説明がありましたので、よろしくどうぞお願い……。

○稲垣委員 一つよろしいですか。

○高橋部会長 どうぞ。稲垣さん。

会場から稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 中央大学の稲垣です。道路局では、今、ご紹介いただいたバスタの話と同時に、歩行者利便増進道路についても議論され、道路構造令の改正に伴って道路の使い方が緩和される、つまり、道路空間を交通のためだけではなく、滞留空間としての活用もする。特にコロナの関係で、飲食店の中での密を避けるために、コロナ特例といった形で道路空間を利用するといった議論が展開されています。

それはご存じだとは思いますが、触れられていなかったもので、都のほうは連動して動くかどうか。「ほこみち」という名前をつけて盛り上がっているところですけども、都はそれを横目で見ながらどのような検討をしようとしているのか。もしくは、まだ何も考えていないのか。少し教えていただきたいと思います。

すみません。この資料4の内容じゃなくて申し訳ないですけども。

○高橋部会長 よろしくお願いいたします。

○大崎安全施設課課長代理 「ほこみち」についてなんですけども、国のほうの動きについては、認識はしているんですけども、実は、「ほこみち」を所管する部署が安全施設課とは別のところになってしまうものですから、詳細な話は、この場ではできないので、また改めて別の機会にご説明するような形になるのかなと思っております。申し訳ございません。

○高橋部会長 よろしいですかね。

○稲垣委員 部署としてはどちらになるのか、街路系ですかね。

○大崎安全施設課課長代理 そこも、いわゆる構築の話になるのか、管理の話として動くのかで、それぞれ部署が変わってきてしまうということも含めて、どういった形でやっていくのかということも、いろいろ情報を集めているというような状況だとは思っております。そういったところも含め、なかなかこれ以上のことを、すみません、私の立場からだと申し上げにくいということで、ご理解いただければと思います。

○稲垣委員 首を長くして待っていますので、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 いろいろと道路関係でも地方公共団体に移って、様々な課題が寄せられているかというふうに思いますので、どうぞ、ひとつよろしくお願いいたします。いろいろと動向を注視しながらお願いしたいを思います。

ありがとうございました。

それでは、こちらの資料4につきましては、オンラインの方々もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

時間が迫ってきておりますけれども、その他ということですが、特に事務局のほうから、その他の段階では何かございますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局ですけれども、その他に関しては、特にございません。

○高橋部会長 分かりました。

それでは、会場、それから、オンラインの方々で、その他の案件で、協議会に関わること、あるいは関わらないことにつきましても、バリアフリー、あるいは、福祉のまちづくりの推進ということでありましたら結構ですので、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 事前に資料を提供していると思うので、配っていただくかと思います。状況を見ると、どうしても発言をしていかないといけない状態があると思ったので、メモ書きですけどつけております。東京オリンピック・パラリンピックの中止を求めたいと思います。

開会までに1か月を切った、東京オリンピック・パラリンピック中止を東京都は、即時決断を行うことを求めたいと思います。

現状を見れば、このまま東京オリンピック・パラリンピックを開催された場合、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、都民・国民の命と健康を守れず、アスリートをはじめとした外国から来た人たちの命と健康も守れず、医療崩壊をはじめ、大きな混乱が起きる可能性が多いからです。そうした事態が重なった場合、最も弱い障害者の命と健康、生活と権利は守れません。

東京オリンピック・パラリンピックに向けては、国際パラリンピック基準に基づいて、その競技場とその周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザインを進めてきました。私も微力ながら尽くしてきました。関係者の皆さんの努力もあり、不十分な面はありますが、前進面が多く見られます。関わった一人として、東京オリンピック・パラリンピックの中止は残念であり、断腸の思いであります。

しかし、現状を正しく判断しなければなりません。今回、作り上げた競技場とその周辺の建物と考えは、レガシーとして残し、生かされるべきです。

オリンピック・パラリンピックは、「平和・平等・人権」の祭典であり、整備された環境の下、アスリートが全力を出して競う祭典です。だから、世界の人々が感動し、心に残るのです。しかし、今回のように、一定の条件をつけなければならない開催では、アスリートが全力を出し切れず、感動も抑えられます。オリンピック・パラリンピックに一大汚点を残しかねません。

私ごとですが、私は、オリンピックより見たいものがあります。孫の運動会です。来

年、小学校に上がる孫は、保育園最後の運動会です。去年は中止になりました。今年こそ、見たいです。都民の皆さんも同じ思いの方が多いと思います。運動会で力いっぱい輝く笑顔は、一人一人にとっては、オリンピックより貴重です。オリンピックを強行開催して、秋の運動会を中止させてはなりません。一人一人の子供が、子供たちが、お父さん、お母さんが、おじいちゃん、おばあちゃんの願いを生きる日常生活を取り戻していきましょう。福祉のまちづくりの推進に関わった者として発言します。

○高橋部会長 ありがとうございます。

この協議会で議論するということではありませんけれども、恐らく、市橋さんとしての苦渋の意見表明だというふうに理解しておりますけれども、ありがとうございます。よろしいですか。

○市橋委員 ちょっといいですか。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○市橋委員 部長にお願いしたいのは、いろいろあると思いますけども、今日、これを関係部に届けていただきたいと思いますけど、よろしくをお願いします。

○高橋部会長 じゃあ、高橋部長、お願いします。

○高橋生活福祉部長 よろしいでしょうか。

市橋委員からそういうご意見が寄せられたということで、オリンピック・パラリンピックの関係部署にはお伝えするようにいたしますので、よろしくお願いいいたします。

○市橋委員 よろしくをお願いします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

少し時間が超過しました。そろそろ終了させていただきたいと思いますが、事務連絡がございましたらお願いをしたいと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 本日のご審議、いろいろありがとうございます。

第2回の専門部会につきまして、事務局よりご案内させていただきます。第2回専門部会につきましては、令和3年の10月から12月頃を予定しております。こちら、日程が決まりましたら、メールをさせていただきますので、調整のほうをさせていただきますと思います。

また、冒頭に申し上げましたとおり、机上の資料のうち、会場の皆様に関しましては、5点の冊子につきましては、事務局で回収をいたしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、これで第13期の福祉まちづくり推進協議会第1回専門部会の開催を終了させていただきますと思います。

これまで書面会議がちょっと続いてきましたので、ハイブリッドではありますが、対面と、それからオンラインで同時開催できましたことを大変うれしく思います。何とかこ

のまま開催が継続できるように、私たちも努力しなければいけないというふうに思いますので、皆さん、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。オンラインの皆様、ありがとうございました。

(午後 3 時 0 5 分 閉会)